第７７回南あわじ市議会定例会議事日程（第１号）

平成３０年２月２３日（金）午前１０時開議

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　諸般の報告

第４　施政方針表明

第５　議案第１０号～議案第２３号（１４件一括上程）

議案第１０号　平成３０年度南あわじ市一般会計予算

議案第１１号　平成３０年度南あわじ市国民健康保険特別会計予算

議案第１２号　平成３０年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計予算

議案第１３号　平成３０年度南あわじ市介護保険特別会計予算

議案第１４号　平成３０年度南あわじ市土地開発事業特別会計予算

議案第１５号　平成３０年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計予算

議案第１６号　平成３０年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第１７号　平成３０年度南あわじ市国民宿舎事業特別会計予算

議案第１８号　平成３０年度南あわじ市下水道事業会計予算

議案第１９号　平成３０年度南あわじ市農業共済事業会計予算

議案第２０号　平成３０年度南あわじ市広田財産区特別会計予算

議案第２１号　平成３０年度南あわじ市福良財産区特別会計予算

議案第２２号　平成３０年度南あわじ市北阿万財産区特別会計予算

議案第２３号　平成３０年度南あわじ市沼島財産区特別会計予算

第６　議案第２４号～議案第３３号（１０件一括上程）

議案第２４号　南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第２５号　南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第２６号　南あわじ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第２７号　平成３０年４月に実施する市の組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

議案第２８号　南あわじ市健康福祉協会基金条例を廃止する条例制定について

議案第２９号　南あわじ市サンライズ淡路基金条例制定について

議案第３０号　南あわじ市国民宿舎基金条例制定について

議案第３１号　南あわじ市入札監視委員会設置条例制定について

議案第３２号　南あわじ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第３３号　南あわじ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

第７　議案第３４号～議案第４７号（１４件一括上程）

議案第３４号　南あわじ市障害者福祉計画等策定委員会条例の一部を改正する条例制定について

議案第３５号　南あわじ市手話言語の確立及び障害者のコミュニケーションに関する条例制定について

議案第３６号　南あわじ市伊加利デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について

議案第３７号　南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第３８号　南あわじ市指定介護予防支援事業者の指定の基準、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について

議案第３９号　南あわじ市指定居宅介護支援事業者の指定の基準並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定について

議案第４０号　南あわじ市土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例制定について

議案第４１号　南あわじ市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

議案第４２号　南あわじ市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例制定について

議案第４３号　南あわじ市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第４４号　南あわじ市スポーツセンター条例の一部を改正する条例制定について

議案第４５号　南あわじ市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例制定について

議案第４６号　南あわじ市青少年育成センター条例の一部を改正する条例制定について

議案第４７号　南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定について

第８　議案第３号～議案第８号（６件一括上程）

議案第３号　平成２９年度南あわじ市一般会計補正予算（第８号）

議案第４号　平成２９年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議案第５号　平成２９年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

議案第６号　平成２９年度南あわじ市土地開発事業特別会計補正予算（第１号）

議案第７号　平成２９年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算（第２号）

議案第８号　平成２９年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第３号）

第９　議案第９号　平成２９年度南あわじ市農業共済事業会計補正予算（第３号）

第１０　議案第４８号～議案第５３号（６件一括上程）

議案第４８号　権利の放棄について

議案第４９号　辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（払川・油谷辺地）

議案第５０号　辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（城方・山本辺地）

議案第５１号　辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（吉野・黒岩・惣川辺地）

議案第５２号　辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（白崎・来川辺地）

議案第５３号　辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画の策定について（沼島辺地）

第１１　議案第５４号～議案第５９号（６件一括上程）

議案第５４号　損害賠償額の決定及び和解について

議案第５５号　平成３０年度農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について

議案第５６号　農作物共済に係る危険段階基準共済掛金率等の設定について

議案第５７号　園芸施設共済に係る危険段階基準共済掛金率等の設定について

議案第５８号　市道路線の認定について

議案第５９号　市道路線の廃止及び変更について

議　員　派　遣　報　告　書

平成３０年２月２３日　定 例 会

第７６回臨時会より本日までの地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１６２条の規定による議員派遣について、次のとおり報告します。

1　南あわじ市水産まつり
　(1)　派遣場所　　福良漁業協同組合
　(2)　期　　間　　平成30年1月28日
　(3)　派遣議員　　副議長、産業厚生常任委員

2　南あわじ市議会議員研修会
　(1)　派遣場所　　委員会室
　(2)　期　　間　　平成30年2月2日
　(3)　派遣議員　　全議員

3　淡路地域正副議長会
　(1)　派遣場所　　淡路広域消防事務組合消防本部庁舎
　(2)　期　　間　　平成30年2月6日
　(3)　派遣議員　　正副議長

議　　長　　報　　告

平成３０年2月２３日　定　例　会

第７６回臨時会を平成３０年１月２３日に閉会しましたが、その後の議会及び議長の活動状況について次のとおり報告いたします。

（平成29年度）

１月	26 日	淡路政経懇話会1月例会（議長出席）	洲本厳島神社
	28 日	南あわじ市水産まつり（副議長、産業厚生常任委員出席）	福良漁業協同組合
	〃	「賤ヶ嶽七本槍 左馬之助湖水渡りの段」公演（副議長出席）	淡路人形座
	29 日	術科始め式（総務常任副委員長出席）	南あわじ警察署
２月	１日	福井県大野市議会行政視察受入（議長出席）	議員協議会室
	２日	南あわじ市遺族会新年研修会（議長出席）	休暇村南淡路
	〃	南あわじ市議会議員研修会（全議員出席）	委員会室
	４日	Ｂ＆Ｇ会長杯全淡柔道大会（議長出席）	南淡Ｂ＆Ｇ海洋センター武道館
	５日	兵庫県町議会議員公務災害補償組合議会定例会（議長出席）	兵庫県民会館
	６日	淡路広域団体組合議会議員協議会	淡路広域消防事務組合消防本部庁舎
	〃	淡路地域正副議長会（正副議長出席）	淡路広域消防事務組合消防本部庁舎
	７日	産業厚生常任委員会	委員会室
	８日	兵庫県市議会議長会総会（正副議長出席）	シーサイドホテル舞子ビラ
８日 ～	９日	議会広報広聴常任委員会視察研修（議長、議会広報広聴常任委員出席）	愛知県北名古屋市、名古屋都市センター
	11 日	南あわじ市ランニングフェスティバル（議長出席）	淡路ふれあい公園

13 日	兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会	センタープラザ
15 日	議会運営委員会	委員会室
〃	淡路広域団体組合議会定例会	淡路広域消防事務組合消防本部庁舎
16 日	市議会議員共済会理事会及び代議員会（議長出席）	都市センターホテル
〃	大分県豊後高田市議会行政視察受入（副議長出席）	議員協議会室
19 日	議会広報広聴常任委員会	委員会室
20 日	総務常任委員会	委員会室
21 日	洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会	やまなみ苑
22 日	南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会	議場

兵庫県
南あわじ市議会
30.1.26
第 184 号
受付

南あ監査発第５０－１号
平成２９年１２月２０日

南あわじ市議会議長　廣　内　孝　次　様

南あわじ市代表監査委員　四　宮　章　博

南あわじ市職員措置請求に係る請求の要旨について（通知）

平成 29 年 12 月 19 日に南あわじ市職員措置請求書の提出を受けましたので、地方自治法第 242 条第３項の規定により、請求の要旨について別紙のとおり通知します。

南あわじ市職員措置請求の要旨

1．請求の要旨

平成29年11月27日、12月8日に淡路広域水道企業団発注の工事に絡み収賄容疑で南あわじ市職員が相次いで逮捕されました。

そのうちの1件は、前南あわじ市長　中田勝久氏（以下「前市長」という。）が企業長であった平成26年4月1日から28年3月31日までの入札で起こっています。

前市長は平成17年2月に就任以来、ふつうでは考えられない最低制限価格と同額100％の落札も多くありました。また、指名業者から自分の後援会に寄付を受け取ったことに対して、「就任まもなく制定した南あわじ市長等政治倫理条例に自らが違反しているのではないか」の指摘を受けたにもかかわらず、「金は戻したから違反ではない」と開き直るなどしてきました。

以下に特定の業者に有利な取り計らいをしたと思われる入札実態を列記します。

平成28年4月から11月までの間において、最低制限価格と同額100％の落札が、4月3件（落札額1,580、1,340、1,790）、6月4件（33,400、113,330、3,040、1,750）、7月3件（2,510、1,490、3,860）、8月4件（54,730、32,370、2,120、5,980）、9月5件（14,240、14,320、10,600、35,410、6,260）10月8件（14,740、420、1,950、2,240、6,500、2,210、11,050、2,680）、11月5件（14,320、109,960、1,940、2,710、7,380）、いずれも消費税抜きで単位は千円、全部で32件あります。

過去の入札のうち、特に大きな疑惑のある4件の入札結果については、開札結果表等を別に添付しておきます。

これらの入札は、入札情報を漏らすなど適正な入札を妨害する偽計入札妨害に当たるものと思われます。

上記列記した件につきましては、地方自治法２４２条２項に「1年経過したものであっても、正当な理由があるときはこの限りでない」との定がありますが、このたび住民監査請求するにあたっては、旧南淡庁舎解体工事入札に焦点を絞りたいと思います。

旧南淡庁舎解体工事入札に最低制限価格を設定し、異常に高額な工事執行した前市長の所為は、地方自治法２条１４項「事務処理にあたって最小の経費で最大の効果を挙げるべきこと」と地方財政法４条１項「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえてこれを支出してはならない」に反するものです。

以下、理由を具体的に述べます。

平成２９年２月１２日で任期満了の前市長が急いで旧南淡庁舎解体工事をする必要性や理由が見当たりません。跡地計画も何もなく、築３４年の東館の鉄筋造の建造物までも莫大な経費をかけて解体しなければならない理由が見当たりません。すべては次の新市長の判断に任せるのが普通です。

それをわざわざ解体してしまう工事にまで最低制限価格を設定して、25,012,800円もの税金の無駄遣いを南あわじ市にさせ、損害を与えました。

また、請け負ったＡ建設は、最低制限価格と全く同額の109,960千円での落札でした。金額がまったく同額になるなど、事前に知っていないとできないことです。他の業者は失格か、辞退で、最低価格提示業者は、Ｂ土建で86,800千円でした。不必要な最低制限価格を設けることによって、出さなくてもよい損失を出すことになりました。

したがって、前市長に損失額と同額の（109,960,000－86,800,000）×1.08（消費税）＝25,012,800円の返還を求めるものです。

２．請求人

３．請求日

平成29年12月19日

兵庫県
南あわじ市議会
30.2.22
第 203 号
受付

南あ監査発第53－1号
平成30年2月21日

南あわじ市議会議長　廣　内　孝　次　様

南あわじ市代表監査委員　四　宮　章　博

南あわじ市職員措置請求に係る請求の要旨について（通知）

平成30年2月21日に南あわじ市職員措置請求書の提出を受けましたので、地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）附則第2条第3項の規定により、請求の要旨について別紙のとおり通知します。

南あわじ市職員措置請求の要旨

１．請求の要旨

１　昨年来より収賄容疑で南あわじ市職員が相次いで三人が逮捕されました。

それらの容疑はすべて前南あわじ市長中田勝久氏（以下「前市長」という。）の在任時における入札に絡んで起こっています。

平成２８年度の前市長在任中において、１千万円以上の工事入札に限定しても別紙一覧表のとおり１２件が最低制限価格と全く同額で落札されています。

このことはまさに官製談合を想起させると言わざるを得ません。

官製談合とは、入札について公務員がかかわって談合すること、国や地方自治体による事業などの発注のさいに行われる競争入札において、公務員が予定価格などの秘密を漏らしたりするなど、不公平な形で落札業者が決まる仕組みのこととあります。

南あわじ市は、「建設工事に係る最低制限価格制度について」を平成２０年から導入し、「建設工事に係る最低制限価格制度について（平成２８年４月１日施行）」の（４）②で、市内建設業の健全な育成のために市内業者の特例として最低制限価格の上限を設けないとしています。しかし、これが特定の業者を有利に導くためのしかけであり、官製談合をよりしやすくするためのしかけになっています。

守本市長は、平成２９年１０月１日の改正により、市内業者の特例を廃止し疑惑のない形のものに改善しました。２月７日の旧三原庁舎解体工事の入札は良好な形の執行になりました。

前市長は、いかがわしい入札などにより職員の倫理観の低下を招きました。三人もの職員が不祥事を起こす温床をつくったことは明らかです。当時の行政のトップとしての管理・監督責任を取るべきであり、南あわじ市の名誉や信頼を著しく汚した責任は重大であると言わざるを得ません。

従って、現南あわじ市長から前南あわじ市長に対して少なくとも最終期の退職金１６，３２０千円（積算根拠：兵庫県市町村職員の特別職等の職員の退職手当に関する条例第３条による0.40×48月×850千円）の自主返還を請求することを求めるものです。

２．請求人

３．請求日

平成30年2月21日

兵庫県
南あわじ市議会
30.2.22
第 204 号
受付

南あ監査発第55－1号
平成30年2月21日

南あわじ市議会議長　廣　内　孝　次　様

南あわじ市代表監査委員　四　宮　章　博

南あわじ市職員措置請求に係る請求の要旨について（通知）

平成30年2月21日に南あわじ市職員措置請求書の提出を受けましたので、地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）附則第2条第3項の規定により、請求の要旨について別紙のとおり通知します。

南あわじ市職員措置請求の要旨

1．請求の要旨

1　南あわじ市地方公営企業下水道事業での工事請負契約の内、工事請負金額の入札時予定価格が１億５千万円以上の工事の正当な契約の手続きを怠り、議会の議決を受けずに契約を締結し、違法な支出を行っています。

今回は平成２８年１０月７日入札執行の松帆・湊１４号管渠布設工事請負額１億７千２百１５万２千円の支払い額全額が違法支出の為、現南あわじ市長から前南あわじ市長　中田勝久氏に対して、入札時の責任者であり、支出負担行為の原因発生時の支出の責任者である中田勝久氏にその全額の返還を請求することを求めるものです。

現市長の支出負担行為は中田勝久氏の支払い根拠に伴う行為であるので守本市長にはその全額の返還の責任は無い。

2　請求の理由を詳しく申しあげますと、下水道事業は地方公営企業法により１億５千万円以上であっても地方議会の議決を得ずして契約ができるとなっています。しかしながら、南あわじ市下水道事業会計規則において、「第８章契約（準用規定）第６７条この規則に定めるもののほか、契約については南あわじ市契約規則の規定を準用する。」と明記されています。地方公営企業法により地方自治法の適用除外とされたことが、下水道会計規則により上乗せされて議会の議決が必要になっている。この事は一般的には上乗せ条例と言われています。上乗せをしないのであれば下水道会計規則の中で、市契約規則の議会の承認に関する規定を適用除外と規定しておくのが、原則です。下水道会計規則で適用除外規定が書かれていない以上、市契約規則の全部適用となる。

同じ下水道会計規則の市会計規則に定めるは下水道決裁規程では不要である印鑑が市会計規則に従って支出されている事実からも、上乗せ条例の意味で実際運用されている。

契約のみ上乗せ条例で無いとの現状の運用が間違いであり、違法支出となっている。

よって、現市長から違法支出の最高責任者たる中田勝久氏にその全額の返還を請求することを求める。

2．請求人

3．請求日

平成 30 年 2 月 21 日

地方自治法第121条の規定により説明のため出席する者の職氏名

平成30年2月23日

市長	守本憲弘
副市長	馬部総一郎
教育長	浅井伸行
総務部長	佃信夫
企画部長	堤省司
危機管理部長	北口力
市民部長	山崎稔弘
福祉部長	藤岡崇文
農林水産部長	赤松啓二
農林水産部付部長 （農水・商工・観光連携担当）	喜田憲和
建設部長	原口久司
会計管理者	塔下佳里
教育次長	福原敬二